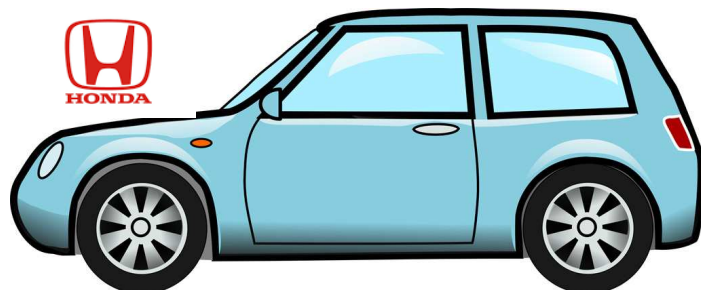


Free Book



自分で出来る車検の取り方

監修

村野 雄一

改訂版

2019・7・30



車検の取得方法

その前に、

車両及び道路運行法の定めによれば、車検及び定期点検整備は車両の使用者に義務づけられており、使用者（整備業者ではなく）は車両を常に法令に定められた状況に維持する義務がある。

この事は、自動車整備業者でなく、車両の使用本人にその義務がある事を示す、つまり本来は車両の使用者本人が行わなくてはならないのである。

整備業者が当たり前車検及び整備を行うのは、使用者の代行を行っているだけで、整備そのものに対する責任、たとえばそれが原因で事故が発生しても使用者本人の責任となる。このことから車検を取るのは本来は使用者がするべきで、あえて「ユーザー車検」などと呼ぶ事自体が間違っている。

車両そのものに対する整備に関して、整備士並びに関連する資格はそれを事業として行う場合にのみ必要で、車両のどの部分を分解整備しようとも一切必要としない。

定期点検整備について、

定期点検整備は法令の改正により6カ月点検が免除されたが、12カ月、及び24カ月点検は義務づけられているため、車検及び通常の使用では必ず行わなければならない。但し整備不良などの罰則はない。

定期点検は自動車メーカーの定期点検簿（車を買うとついてくる）に自分で記入すれば良い。記入方法は点検をした項目にチェックを入れるのみで、例えば排気ガスのCO濃度などは記入する義務はない。

この点検簿は車検の際、提示を求められる事もあるがどの様にチェックしたかは問題ではない。

点検ステッカーについて、

自動車整備業界は整備業務を確保するため、点検ステッカー（フロントガラスに張ってある丸いステッカー）を義務づけしようとしたが規制強化となるため認められなかった。

この点検ステッカーは張っていないと整備不良の様な錯覚をもつが、法令上は張っている事自体が法令違反である。（法令ではフロントガラスには自動車検査証以外は張ってはならないと明示してある）

重要保安部品の交換について、

メーカーでは重要保安部品を車検の際に交換する事になっていると言うが、そんな決まりは全く無い。現在の車は重要保安部品が50万キロ、10年以内に問題が起きるようでは車両の認定が元々おらない。

下回りの洗浄について、

車検時には下回りのスチーム洗浄が必須の様に見えるが、洗浄する必要など全く無い。車検時に下回りの検査が行われる際、検査官がハンマーでコンコンと車両の下から点検するので、または整備をした裏付け?のため洗浄しているが、今時ハンマーで叩いてネジが緩むような車はない。せいぜい、コイン洗車で泥を落とすくらいで充分である。

車検の取り方、

(予約と書類)

1、 まず、自動車検査場へ予約を入れる。車検は1カ月前から取れるので暇な時間を見て予約を入れる。その際、車両番号、所有者氏名、車検を受ける者の氏名(この場合は本人)を聞かれ、予約番号をもらう。この際午後に予約を入れる方が時間的にベター。また車検はどこでも取れる。

神奈川は湘南平塚検査場が便利。 電話 0462-85-4560

または、インターネットでも予約が入れられる。

●インターネットでの予約は以下から：

<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/pc/reservationTop.do>

2、 用意する書類は納税証明書(自動車税を支払った際の半券)以外は、全て持っているはずである。(今は納税システムが接続されているので要らない)

3、 費用は法定費用(自動車重量税、損害賠償保険)の他は検査手数料の1,400円以外は要らない。

(予備検査について)

車検は全てコンピューターによる検査で、基本のみしか検査しないので予備車検は受ける必要はないが、通常2年も乗ると、光軸、サイドスリップ、スピードメータに誤差が出るので車検場の近くにある予備検査場でチェックをしてもらうと良い。検査は4,000円程度なので予備検査をしていけば一回でパスする確率が高くなる。

(検査手続きの流れ)

- 1、申請書類を購入する。自動車検査登録協力会という外郭団体が車検場内にあるので、ここで申請書、検査書、重量税納付書の3種の書類に記入する。代書屋もあるが字を書けないならまだしも、代書の必要は無い。
- 2、損害賠償保険（強制保険）に加入する。予備検査場でも代書屋でも扱っている。
- 3、車検場内の税務事務所で自動車税の滞納の無い証明をもらう。（自動車税の支払の半券が必要）（今は必要ないが、たまに未納税になっている時があり必要）
- 4、車検場内の印紙販売所で重量税、検査手数料の印紙を買い、書類に添付する。
- 5、ここで初めて、車検場の登録事務所で継続車検の検査の申込をする。

申込が終わればいよいよ検査を受ける。

(検査の流れ)

検査はラインで行われ、3ステージに分かれており時間は10分とかからないが各検査ステージでの要領の説明がないので前の検査を見ておくと良い。

- 1、基本の検査がラインに入る前に検査官から行われる。
これは、ライト、方向指示機、ブレーキランプ、後退灯、警報機、車体番号、エンジン番号のチェックと違法改造のチェックである。検査官の指示どおりに行えば良い。
- 2、これから検査ステージの第一ステージに入る。
第一ステージはサイドスリップ、ライトの光軸、ブレーキ、スピードメーターのチェックである。
各テストの指示は全面の指示板に表示されるのでそれに従う。
ステージ進入の青ランプがついたら、できるだけゆっくりと車を進めサイドスリップテスターの上を通過させる。絶対にハンドルを切らない事。
サイドスリップにOKの○印が出たら、前輪をブレーキテスターの上に乗せる。
光軸検査はライトを下向きに着けていれば、機械が自動で光軸を測定します。
そしてギヤをはずす事を忘れずに。（ニュートラルにする）

テスターが回り始め、ブレーキ踏めの指示、離せの指示が出るのでその道りに操作を

行う。OKの○印が出たら車を進め今度は後輪のブレーキテストを同じように行う。後輪の際にサイドブレーキのテストも行われるので指示板に従う。

これが終わるとスピードメータのテストとなるので、車を少し進めスピードテスターの上に駆動輪（後輪または前輪）を乗せる。指示板に表示が出たら加速してスピードメーターが40キロを示した（メーターが40キロでも実際は40キロ以下が多い為、あらかじめ予備検査で実メーターの差を見ておく）時にライトをパッシングする。これで第一ステージは終わり、検査表を機械にいれスタンプを印字する。

3、第2ステージに進む、

第2ステージは排ガスの検査である。

第2ステージの停止線に合わせ車を停止させる。このとき停止線から前後にずれると前方の指示板に指示が出る。

車両から降り、排ガスのプループを排気管に入れる。エンジンはかけたまま。

後は機械が勝手に検査をするので終わるまで降りたまま待つ。

検査が終われば、検査表を機械に入れスタンプを印字する。

4、第3ステージに進む、

ここまでくればもう終わったと同じ。

第3ステージは下回りの検査で、検査官が車両の下でハンマーでコンコンと検査をする。指示が指示板に出るのでそれに従い操作をする。

ハンドル遊びの検査の際はハンドルを左右に振る。

検査が終われば、検査表を機械に入れスタンプを印字する。

5、これで検査はすべて終わり。

ステージから車を進め、判定室（ラインの最後にある検査官のいるボックス）で検査表を含むすべての書類を出し、検査ライン終了の印をもらう。

6、書類を事務所の交付窓口に提出し、車検のステッカーと新しい車検証を貰う。

（その他）

検査ステージは各々2回テストが行われるので、操作ミスでもそのままもう一度検査が自動的に行われる。2回駄目になると不合格となるのでその箇所を覚えておき、再検査に備える。

検査ステージのどの部分で不合格になっても、同日なら何度でも再検査を受けられる。

（1,400円で何度でも受けられるので気にせず元を取るつもりで）

不合格になった所だけ検査場近くの予備検査場で調整して貰い、再度その箇所のみ検査を受け直す。この際受け直すステージのそばに再検査を指示するボタンがあるので、不合格箇所だけ行う。

不良箇所や予備検査は民間施設で車検場近くの自動車整備屋ではどこでも行っている。

これで車検は終わり、検査は書類手続きをすべて含めて1時間位で終了、費用も実質、1,400円と予備検査の数千円で済み、如何に日本の車検システムが不道理で、かつ容易にパスする事が体験できます。

終わりに一言

車検に合格しない車とは、検査場にも自走できない車と考えれば良い。

世界に誇る日本の車は10年10万キロ走っても異常を起こさない位に向上しているのに、半世紀も前の考えで車検を行っているのはお笑いである。

半日の時間と少しの勇気で、10万円以上の節約と今の制度の矛盾を身をもって体験できます。

因みに、私は40年近く車検は全て自分で検査を受けています。車種も国産、外車、クラシックカーと何十回となく車検と取っていますが、今の一度も検査に合格しない事はありませんでした。